

暴力団排除に関する誓約書

令和5年 月 日

国際海浜エントランスプラザ
指定管理者 Mpark+PHOENIX 殿

住所（所在地）

商号又は名称

代表者氏名 印

弊社は、自己が反社会的勢力（「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）」において、暴力、威力又は詐欺的手段を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である旨定められている「反社会的勢力」をいう。以下同じ。）でないことを表明し、本誓約書作成日以降効力を有する指定管理者 Mpark+PHOENIX とのすべての業務及び取引において、現在及び将来において下記1～5に該当していることを誓約致します。また警察当局へ情報照会を行うことについて承諾いたします。

また、下記1～5に弊社が反しているおそれがあると指定管理者 Mpark+PHOENIX が認め、当該事項に関する報告を求めた場合は、弊社は指定管理者 Mpark+PHOENIX が指定された期間内に、誠実に作成した報告書を提出致します。この場合、指定管理者 Mpark+PHOENIX が判断に要する相当期間、すべての業務及び取引において契約上の義務の履行を停止することを弊社は承諾します。

弊社が本契約書に違反した場合、指定管理者 Mpark+PHOENIX が何らの通知催告なしに、直ちに弊社との業務及び取引の全部または一部を解除できることを承諾し、指定管理者 Mpark+PHOENIX が弊社に対し解除に伴って発生した損害賠償を請求することに一切の異議を唱えません。

記

- 役員等（役員のほか、支配人、営業所の代表者その他いかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権又は支配力を有するものをいい、非常勤の者を含む。）に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれがある者（以下「暴力団関係者」という。）がないこと。
- 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者（以下これら三者を「暴力団等」と総称する。）が経営に関与していないこと。
- 暴力団等から名目を問わず資金提供、出資など便益を受けていないこと。
- 暴力団等に対し名目を問わず資金の供給など便益を供与していないこと。
- 反社会的勢力との間に、利用、協力、交際など社会的に避難されるべき関係を一切有していないこと。